6　その他

会員契約に付随し、または、これに関連して締結された契約に基づき生じた権利は、更生計画に定めるもののほか、すべて消滅する。

第８節　敷金返還請求権

１　確定債権

⑴　阿山カンツリー

１件　79,118,535円

⑵　ヒューマン・トータル・マネイジメント

０件　０円

２　権利の変更及び弁済方法

⑴　確定債権について、以下のとおり権利を変更のうえ、弁済する。

ア　別表13号№１記載の債権者の有する同備考欄記載の敷金返還請求権（会社更生法48条３項による共益債権部分）5,881,465円については、本件事業譲渡に伴い、新会社に免責的に承継されるものとする。

イ　別表13号№１記載の敷金返還請求権（一般更生債権部分）については、本件事業譲渡に伴い新会社に承継されないものとし、賃貸借の対象不動産の明渡しの前後を問わず、第６節２に準じて権利変更及び弁済を行う。

⑵　前記⑴の定めによる債権者に対する弁済額及び免除額は、別表13号の「権利の変更及び弁済方法」欄に記載のとおりである。

第８章　未確定の更生債権等に関する措置

第１節　未確定の更生債権等

１　阿山カンツリー

４件　4,216,473,972円

２　ヒューマン・トータル・マネイジメント

２件　21,000,000円

第２節　未確定の更生債権等に関する措置

１　別表14号⑴№１及び２記載の債権について

⑴　別表14号⑴№１及び２記載の債権の双方が確定し、確定した双方の債権の金額が同じである場合

別表14号⑴№１及び２記載の債権の双方が確定し、確定した双方の債権の金額が同じである場合には、双方の債権は、実質的に同一の給付を目的とし、実体上、一方の債権に対する弁済が他の債権を消滅させる関係にあることから、更生計画認可決定の日又は権利の確定した日のいずれか遅い日に、それらの権利のうち№２の債権を全部消滅させたうえで、確定した№１の債権につき、第７章第６節２による権利の変更及び弁済方法を適用する。

⑵　別表14号⑴№１及び２記載の債権の双方が確定し、確定した双方の債権の金額が異なる場合等

別表14号⑴№１及び２記載の債権の双方が確定し、確定した双方の債権の金額が異なる場合には、更生計画認可決定の日又は権利の確定した日のいずれか遅い日に、確定した債権のうち金額の小さい方を全部消滅させたうえで、確定した債権のうち残存した部分につき、第７章第６節２による権利の変更及び弁済方法を適用する。

⑶　第１回弁済の日についての特則

前記⑴及び⑵の場合において、第１回弁済の日は、更生計画認可決定の日から６か月を経過した日又は債権が確定した日から６か月を経過した日のいずれか遅い日までの日で管財人が定める日とする。

２　別表14号⑴№３及び４並びに別表14号⑵№１及び２記載の債権について

別表14号⑴№３及び４並びに別表14号⑵№１及び２記載の債権については、未確定債権が確定したときは、更生計画認可決定の日又は権利の確定した日のいずれか遅い日をもって重複債権を消滅させたうえで、残存する債権に対して第７章第７節２⑴による権利の変更及び弁済方法を適用する。預託金返還請求権が確定したときは、更生計画認可決定の日又は権利の確定した日のいずれか遅い日をもって重複債権を消滅させたうえで、当該預託金返還請求権のうち0.26％相当額（ただし、１円未満の端数を切り捨てる。）を新預託金とし、本件事業譲渡日又は債権確定の日から１か月を経過した日のうち、いずれか遅い日に新会社に免責的に承継されるものとする。

第９章　新更生会社の解散等

新更生会社は、新会社設立の登記がなされた日の後で管財人の定めた日に解散する。

第10章　担保権等の措置

第１節　担保権の存続

別表15号「存続する担保権一覧表」記載の担保権（以下「存続担保権」という。）は、更生計画認可決定後も、同表「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

第２節　根抵当権の元本確定

存続担保権のうち根抵当権の担保すべき元本は、更生計画認可決定により、別表15号⑴記載の「新しい債権額」欄記載の金額にそれぞれ確定する。

第３節　担保権の消滅等

１　別表15号に記載されていない更生会社２社の財産を目的とする担保権は、更生計画認可決定と同時に消滅する。

２　存続担保権は、第７章第４節にしたがい、その被担保債権である更生担保権に対する弁済がなされた時点で消滅する。

３　別表15号⑴記載の存続担保権の担保権者は、前号の弁済を受けるのと引換えに、当該担保権の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付する。前項の抹消登記手続に要する費用は新更生会社が負担する。

４　別表15号⑵及び⑶記載の担保権の被担保債権である更生担保権について、前記２の弁済がなされることにより、新更生会社は、別表15号⑵及び⑶の更生担保権にかかる担保権の対象物（別表15号⑵及び⑶担保目的物表示欄記載のリース物件）の所有権を取得する。当該更生担保権者は、所有権移転登録に要する書類を管財人に交付し、対象物の占有を移転し、その他新更生会社の所有権取得についての対抗要件を具備するために必要な行為を直ちに行うものとする。

第11章　弁済に関するその他の事項（省略）

（別表１ないし17添付省略）

大阪地方裁判所第６民事部

計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習に関する公告

○独立行政法人　産業技術総合研究所公告第一号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、平成二十二年度後期一般計量教習の入所試験及び教習の期間について次のように公告する。

平成二十二年四月十六日

独立行政法人　産業技術総合研究所　理事長　野間口　有

一　試験期日　平成二十二年六月二十五日

二　試験場所

１　独立行政法人　産業技術総合研究所　臨海副都心センター（東京都江東区青海二丁目三番地二十六）

２　独立行政法人　産業技術総合研究所　関西センター（大阪府池田市緑丘一丁目八番三十一号）

三　試験科目　数学、物理及び一般常識

四　教習期間　平成二十二年九月二十七日から平成二十二年十二月二十二日まで

五　教習概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに計量士になろうとする者に必要な技術及び実務

六　入所定員　四十名

七　受験願書等の提出期限　平成二十二年五月二十一日必着